

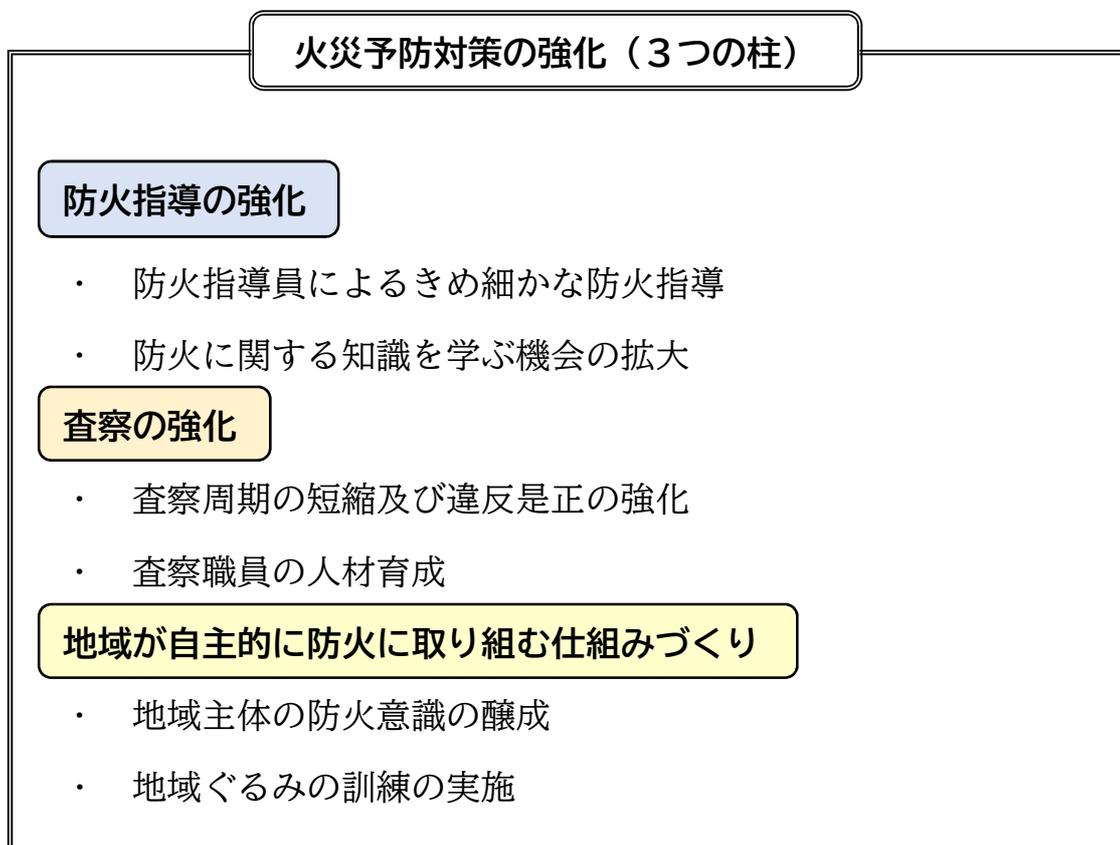
市場・商店街等への火災予防対策について

1 はじめに

北九州市ではこの2年半の間に、木造の市場・商店街や建築年数の古い木造建築物が密集している地域（以下「市場・商店街等」という。）において、大規模な火災が続いて発生した。

このことを重く受け止め、現在、「火災予防対策のあり方検討会」（令和4年度）の意見を踏まえ、重点防火指導対象地域51地域などを対象に、「防火指導の強化」、「査察の強化」、「地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり」の3つを柱とした火災予防対策の強化に取り組んでいる。

については、これまでに行った市場・商店街等への火災予防対策の取組状況を報告するもの。



2 防火指導の強化（令和4年度～）

木造飲食店をはじめとする事業所関係者の防火意識の醸成や向上を図るため、消防職員OBである防火指導員が、店舗一軒一軒を訪問して、きめ細かな防火指導を行っている。

また、タブレットを使って、日頃からの火災予防の重要性や、火災の発生から拡大するまでの映像を視聴してもらうことで、啓発効果を高めている。

表 防火指導員による防火指導の取組状況

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	14人（7組）	8人（4組）	4人（2組）
事業期間	R4.11.1～R5.3.31 （5か月間）	R5.8.1～R6.2.29 （7か月間）	R6.4.1～R7.3.31 （通年：12か月間）
対象範囲	市内の木造飲食店	市内の木造商店街 密集地域（20か所） の店舗等	市内の耐火構造を 除く木造等飲食店
実施 店舗数	約650店舗	約1,000店舗	約1,500店舗
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・10項目のチェックリストによる厨房周りの防火指導 ・消火器の取扱い説明及び訓練 	左記に次の5項目を追加 ① 映像を活用した火災予防啓発 ② 市場・商店街等における図上訓練 ③ 地域ぐるみの訓練に向けた調整 ④ 休業中店舗の実態把握 ⑤ 電気事業者による点検の重要性の周知	
決算額	1,462万円	935万円	（職員費に振替）
実施結果	1回目：97% 2回目：94%	1回目：97% 2回目：94%	1回目：約78% （R6.9月末現在）



厨房の防火指導



タブレットを用いた店舗内での防火教育



消火器に関する説明



消火訓練の指導

3 査察の強化（令和5年度～）

消防法に基づき、消防職員が、定期的に飲食店や物品販売店舗などに立ち入り、防火管理の状況や、消防用設備等の設置・維持管理の状況が消防法令に適合しているかを検査し、違反があれば是正するよう指導している。

（1）査察周期の短縮及び違反是正の強化

- 重点防火指導対象地域（令和5年度～）や、重点防火指導対象地域に加えて、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい地域（令和6年度～）にある木造飲食店の査察周期（3～5年）を1年に短縮
- 重点防火指導対象地域や、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい地域にある木造飲食店の法令違反を最優先で是正
- 実施状況
令和6年度実施予定対象物数 約340対象物
約50%実施済み（令和6年度9月末時点）

（2）査察職員の人材育成

- ・職員のスキルアップを図るため、査察研修を新たに開講
- ・職員のモチベーションアップを図るため、予防技術資格者に認定バッジを交付



木造飲食店への査察



査察研修の様子

4 地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり（令和5年度～）

市場・商店街等の関係者が地域特性を理解し、大規模火災により地域全体が被害を受ける「運命共同体」であるという共通認識を持つように、啓発している。

また、消防が調整役となって、地域が定期的かつ自主的に地域ぐるみの訓練を行うよう後押しをしている。

○ 地域ぐるみの訓練実施状況（令和6年9月末時点）

- ・重点防火指導対象地域（木造商店街密集地域）全20地域において、各1回以上実施済み
- ・重点防火指導対象地域外ではあるものの、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい全18箇所において、各1回実施済み



映像を用いた地域主体の防火意識の醸成



地域ぐるみの訓練の様子



市場・商店街版D I G

5 消防設備の普及

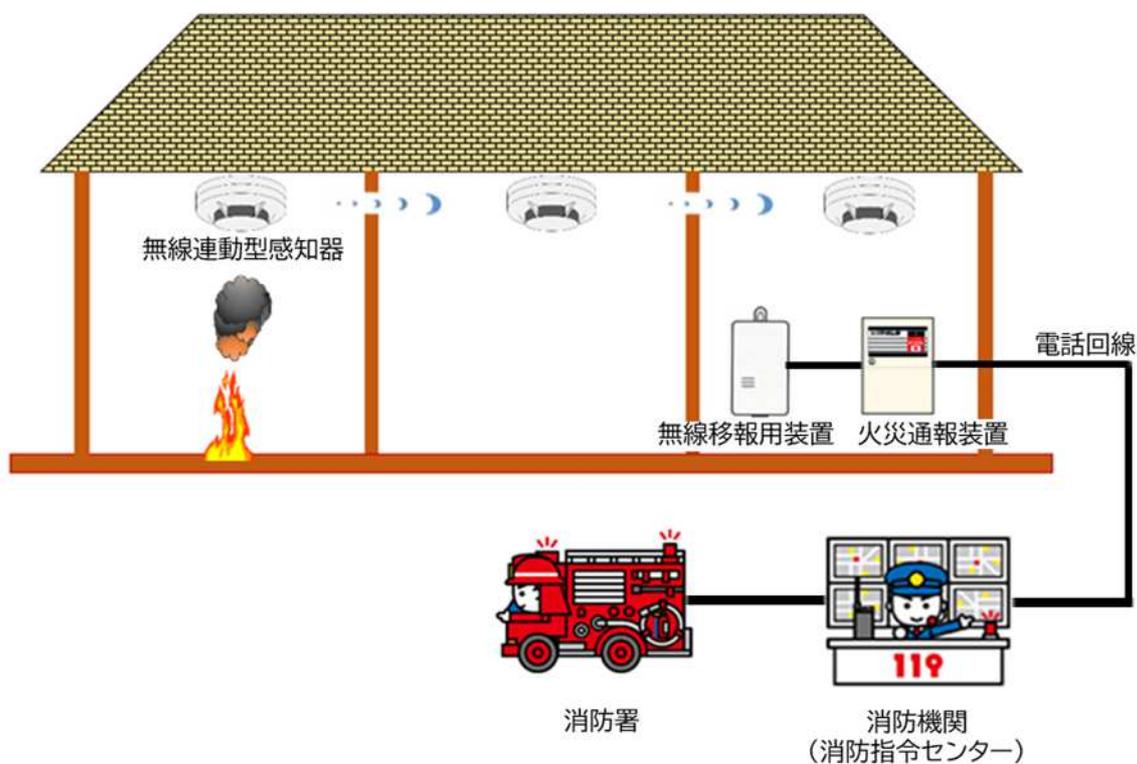
(1) 119番自動火災通報システム設置事業(平成28年度、令和4年度)

平成28年7月、八幡東区の祇園町マーケット火災(8棟、1,626㎡焼損)を契機に、火災の早期発見と早期通報により被害の軽減を図ることを目的として、店舗に設置した火災警報器が煙や熱で火災を感知すると、自動で119番通報する「119番自動火災通報システム」を、希望する木造市場などに全額公費で設置した。

また、令和4年4月の旦過火災(1回目)を受け、未設置であった木造市場5箇所追加設置した。

〔平成28年度決算額：1,062万円
令和4年度決算額：275万円〕

- 対象
市内の木造市場、木造アーケード
- 設置状況
全19箇所(木造市場17、木造アーケード2)に設置済み



119番自動火災通報システムの仕組み

(2) 簡易型自動消火装置設置費補助事業（令和6年度～）

ひとたび火災が発生すると延焼拡大するおそれの高い木造飲食店の厨房に、火災発生時の初期対応として有効かつ手軽に設置可能な「簡易型自動消火装置」の普及を目的に、設置費用の一部を補助している。

[令和6年度当初予算：940万円（産業経済局）]

- 簡易型自動消火装置とは
万が一、鍋に火をかけたまま放置し、出火しても、自動で消火薬剤を放出する装置
- 補助率・上限額
補助率9割、1台当たりの上限55,000円
- 対象
次の地域などにある木造飲食店 約280店舗
 - ・木造商店街密集地域、木造住宅密集地域、大型店舗集合地域（約250店舗）
 - ・上記以外の地域で、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい箇所（約30店舗）
- 進捗状況（令和6年9月末時点）
 - ・対象全店舗に訪問し、防火指導と1回目の事業案内済み
 - ・現在2回目の事業案内中であり、年度内に3回目の事業案内を予定



簡易型自動消火装置作動時のイメージ



事業案内チラシ

6 その他の火災予防対策

(1) 地域・警察・消防が一体となった火災予防対策（令和6年8月～）

県警察本部長と北九州市長が参加した「第35回県警察と北九州市との連絡会議」（令和6年7月31日）において、市場・商店街等を含む地域を対象に、警察と消防が協力して火災予防対策を推進していくことを確認した。これを受け、地域・警察・消防が一体となり、火災予防啓発や巡回の強化を進めている。

○ 実施状況

令和6年8月8日、旦過・魚町地区で地域・警察・消防が合同で火災予防啓発や巡回を実施

○ 今後の予定

- ・ 火災予防運動や年末特別警戒の期間中の火災予防啓発
- ・ 夜間を含めた巡回の強化



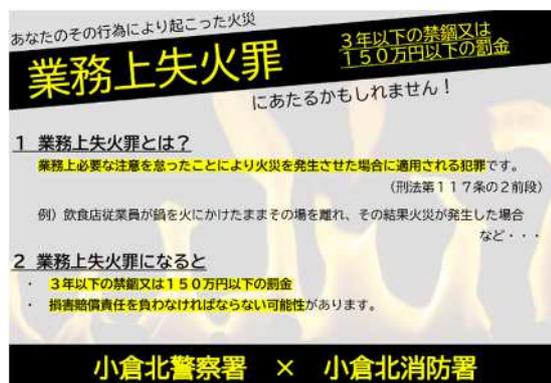
地域・警察・消防による火災予防啓発



警察・消防の巡回



火災予防啓発チラシ



業務上失火罪チラシ

(2) みんなの市場守り隊事業（木造市場における防火対策） （平成29年度～）

消防局と電気事業者、ガス事業者の三者による「市場・商店街等に対する火災予防啓発等に関する協定（平成27年8月）」に基づく取組として開始した事業であり、三者合同でそれぞれの専門的立場から防火指導や点検を実施している。

消 防：防火講話、防火指導、消防訓練の指導
電気事業者：分電盤や電気配線等の点検、漏電検査
ガス事業者：ガス燃焼機器やガスホースの点検

- 対象
市内の木造市場（希望制）
- 実施状況
 - ・ 令和4年度 22市場中10市場で実施
 - ・ 令和5年度 21市場中13市場で実施
 - ・ 令和6年度 17市場中11市場で実施



三者合同による防火点検の様子

9 おわりに

火災を発生させないためには、市民や事業者の方々をはじめ、まちに関わる全ての方々に、まちを火から守るという強い意志、高い防火意識を持って、火災予防に取り組んでいただくことが根本となる。

そのために、引き続き、これまで取り組んできた火災予防対策を着実に進め、安全で安心な「安らぐまち」の実現に努めていく。

■ 火災予防対策のあり方検討会（令和4年10月～令和5年1月）

市場・商店街等における今後の火災予防対策のあり方について、3回の検討会を開催し、有識者など8名の構成員から意見を伺った。

（1）構成員

東京理科大学総合研究院火災科学研究所
教授 小林 恭一 座長 以下8名

（2）開催日及び主な検討事項

- 第1回（令和4年10月24日）
 - ・ 且過火災、枝光本町商店街火災の概要について
 - ・ 本市の火災予防対策の現状と他都市の先進的な取組について
- 第2回（令和4年11月28日）
 - ・ 法的義務のない事業所に対する規制のあり方について
 - ・ 今後の火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について
- 第3回（令和5年1月30日）
 - ・ 今後の査察のあり方について
 - ・ 自主防災組織について

（3）構成員からの主な意見

- 現在、消防局が行っている消防OBの「防火指導員」によるきめ細かな防火指導は、非常によい取組なので継続すべき
- 小規模な飲食店等には、法令上の防火管理講習の受講義務はないが、何らかの講習を受けさせることが有効
- 木造飲食店に対して、査察周期を短縮すること、法令違反に対する厳しい行政指導を行うことが必要
- 商店街では、消防が調整役となり、地域の火災予防の取組の支援を希望



火災予防対策のあり方検討会の様子

■ 重点防火指導対象地域の指定（令和4年9月）

令和4年8月26日、総務省消防庁から、市場・商店街等に対する防火指導の方針が示され、重点的な防火指導の対象地域を指定するよう、全国の消防本部に通知が発出された。

- 指定の目安
 - 木造建築物が密集していることに加え、
 - ・延べ面積の合計が3,000㎡以上のアーケード商店街など、多くの木造飲食店が存する地域
 - ・概ね築60年以上の古い木造建築物が多い地域 など

これを受け、北九州市では同年9月30日に、市内の木造商店街密集地域など51地域を指定し、重点的な防火指導を図っている。

- 木造商店街密集地域 20地域
 - 木造住宅密集地域 35地域
- 重点防火指導対象地域
51地域（4地域重複）

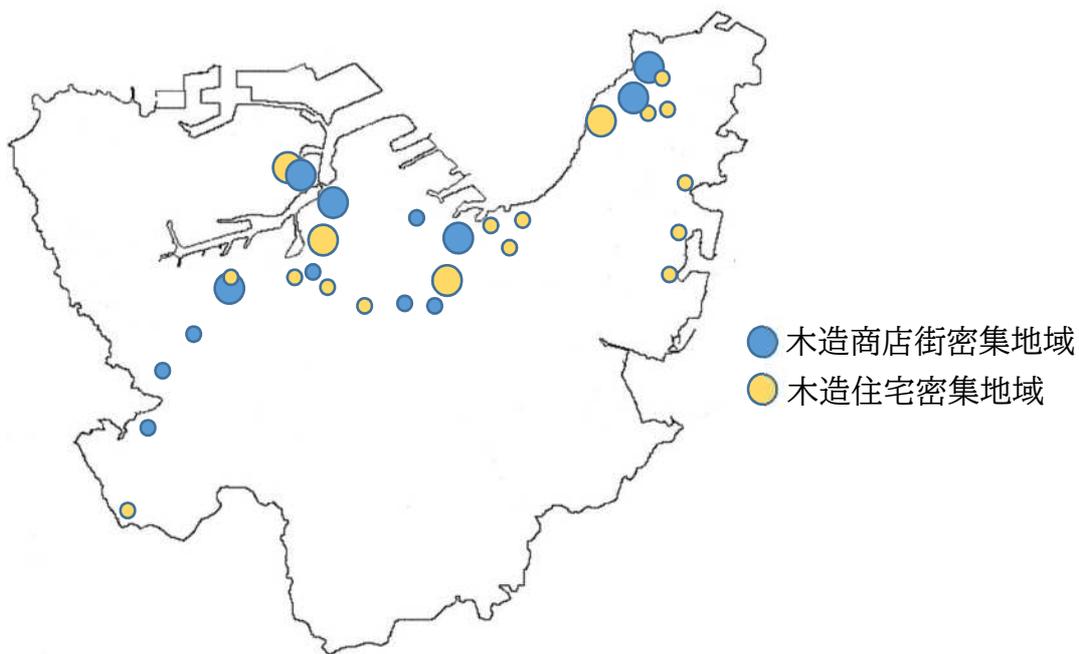


図 北九州市内の重点防火指導対象地域の分布